

高規格道路の手続きについて

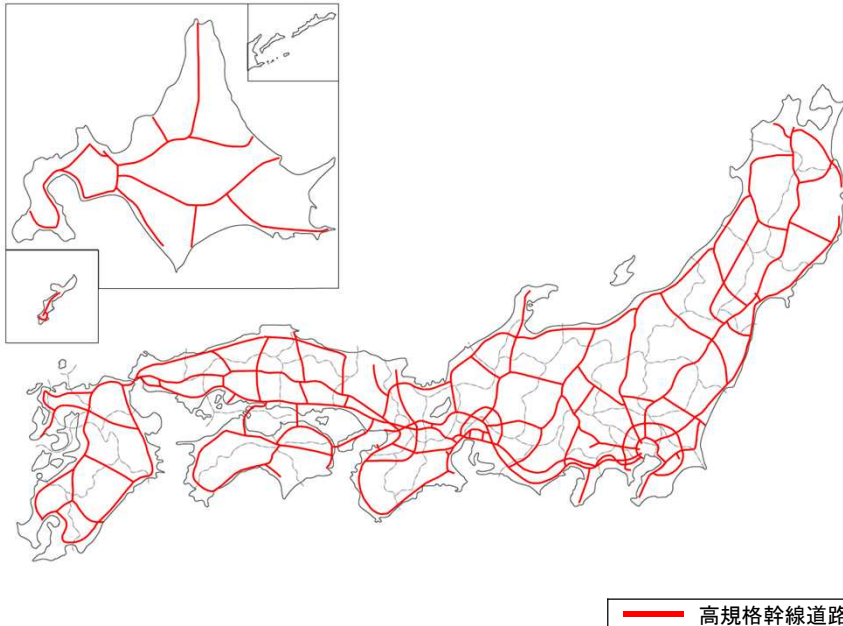
これまでの道路ネットワーク計画

【S62】全国総合開発計画

高規格幹線道路 <計画:約14,000km>

全国的な自動車交通網を構成する道路で、全国の都市・農村地区から概ね1時間以内で到達し得るネットワークを形成。

全国計画(閣議決定)

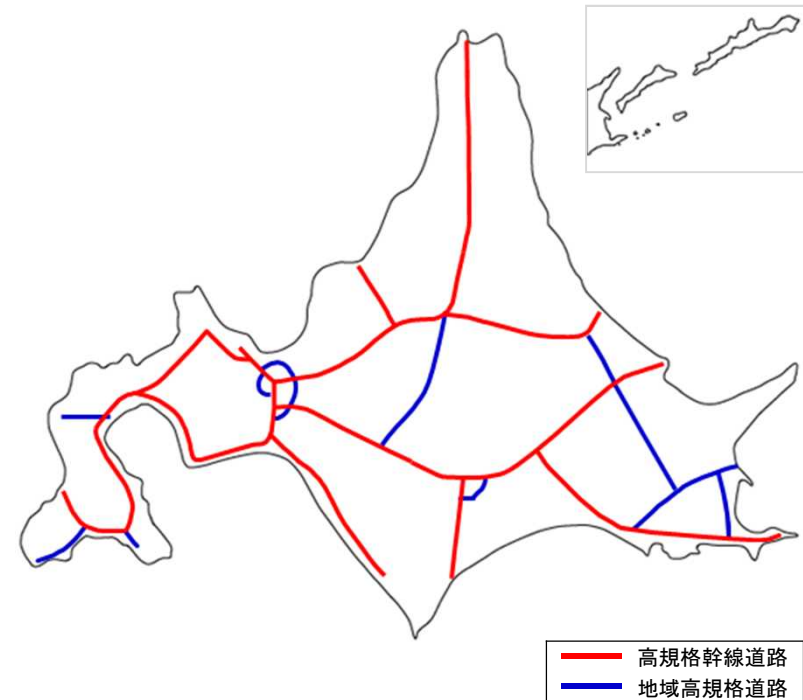


【H6(H10見直し)】広域道路整備基本計画

地域高規格道路 <計画:約10,000km>

地域内連携、地域間交流、拠点への連結といった機能を有し、高規格幹線道路と一体となって地域構造を強化する道路。

都道府県・政令市ごとに策定

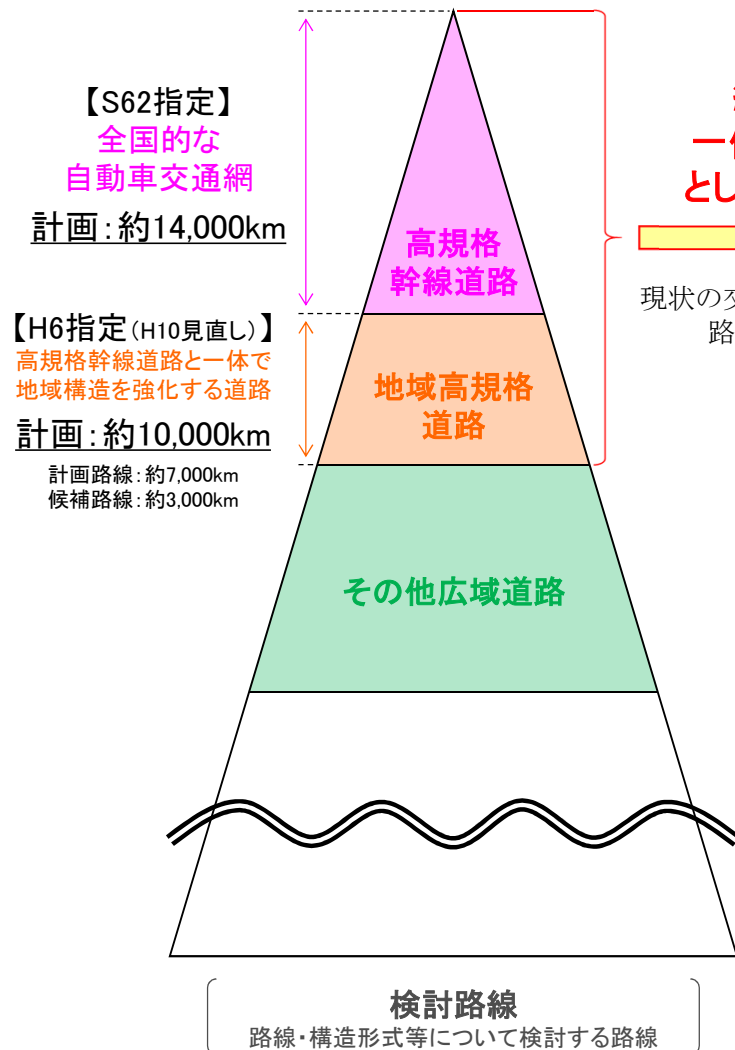


20年以上経過し、時代に即した計画が必要

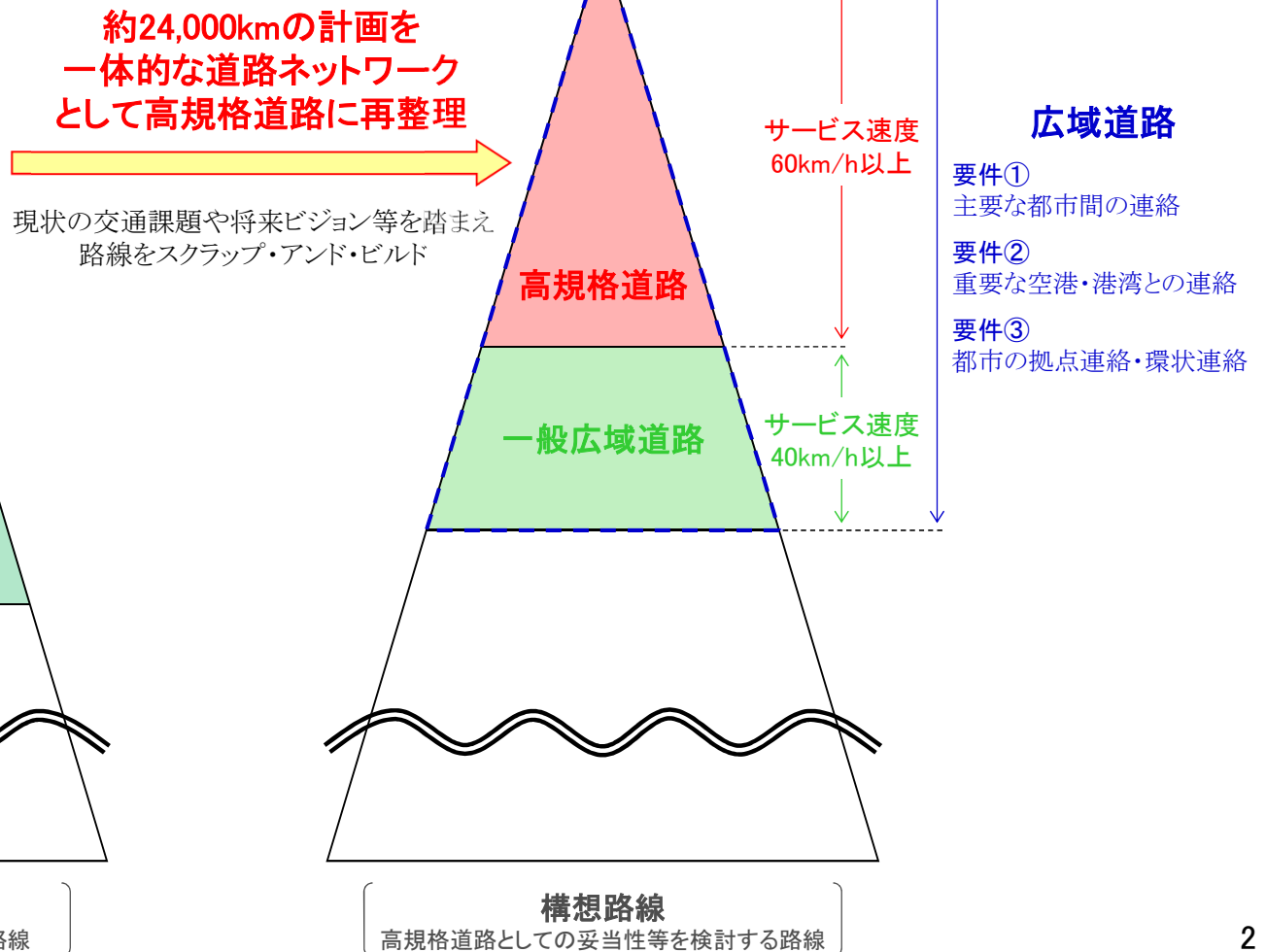
広域道路ネットワーク計画の策定方針

- 広域道路として高規格道路と一般広域道路を位置づけ。また、今後必要な検討を進める構想路線も位置づけ。
- 広域道路のうち、高規格幹線道路や地域高規格道路など、より高いサービス速度が求められる道路を一体的な道路ネットワークとして高規格道路に位置づけ。

<従来の計画>



<今回の計画>



- 幹線道路網の計画策定プロセスについては、都市計画決定や環境影響評価といった手続きのほか、事業評価として計画段階評価、新規採択時評価、事業再評価、事後評価を実施している。
- 高規格幹線道路は昭和62年に指定され、その後、地域高規格道路が平成6年度に指定されているが、その経緯から、それぞれの計画策定に向けた手続きが異なっている。
- 幹線道路網の計画策定のプロセスにおいては、国民の理解と協力を得ることが必要であり、そのためには分かりやすさとともに、計画の意思決定の透明性・公正性・妥当性を確保する必要がある。
- このため、国民が計画の内容、計画の進捗状況などを容易に理解できる手続きとなるよう、高規格道路の計画策定に向けた手続きとして整理するものである。

道路事業の流れについて

路線の指定



道路ネットワークにおける優先区間の検討
現状の交通課題、地域の現状と将来像、周辺の事業状況等

概略ルート・構造の検討(計画段階評価)

H22試行、H24導入

政策目標の設定



複数案の設定



対応方針(案)



対応方針の決定

計画段階環境配慮書



詳細ルート・構造の検討(都市計画・環境アセスメント)

現都市計画法：S43制定
環境影響評価法：H9制定

(公聴会の開催等)

都市計画案の公告・縦覧

同時

環境影響評価方法書

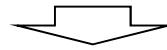
環境影響評価準備書

都市計画審議会

同時

都市計画決定

環境影響評価書

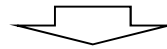


新規採択時評価

H15導入



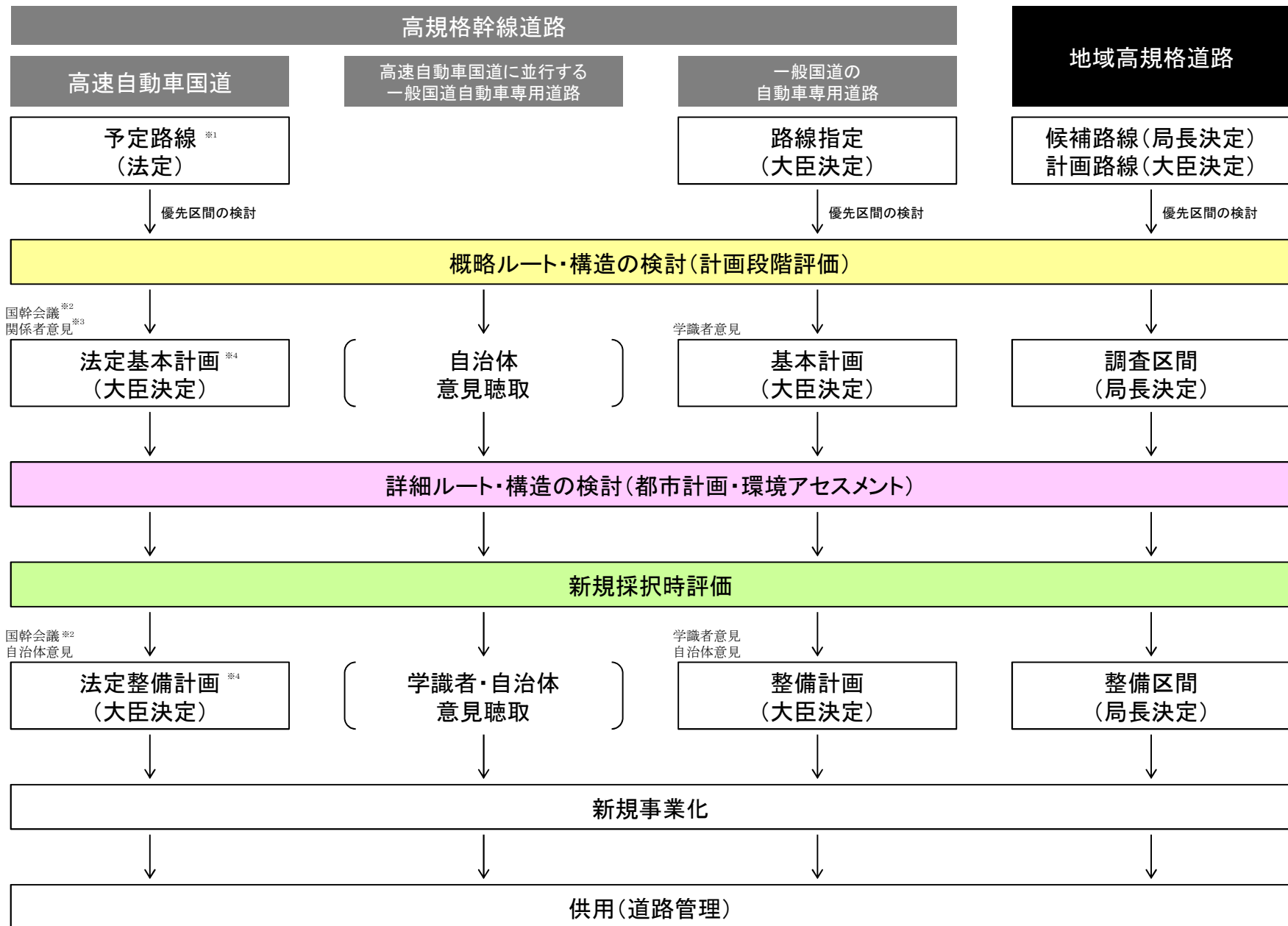
新規事業化



現地測量、詳細設計、用地買収、工事

供用(道路管理)

これまでの計画策定プロセスについて



※1: 国土開発幹線自動車道建設法第3条(別表)に基づき定められた路線のほか、高速自動車国道法第3条に基づき定められた路線がある。

※2: 国土開発幹線自動車道建設法第11条に基づき設置された国土開発幹線自動車道建設会議。衆議員議員、参議院議員、学識経験者により構成。

※3: 関係者意見。国土開発幹線自動車道建設法第5条に基づき、利害関係を有する者は、都道府県知事を経由して、国の行政機関の長に意見を提出できる。

※4: 基本計画は国土開発幹線自動車道建設法第5条、整備計画は高速自動車国道法第5条に基づき、国土交通大臣が策定。

(注1) 本資料で示した流れについては、事業ごとに一部異なる場合がある。

(注2) 高速自動車国道は法令に基づき実施する手続きであり、それ以外については通達に基づき実施する手続き。

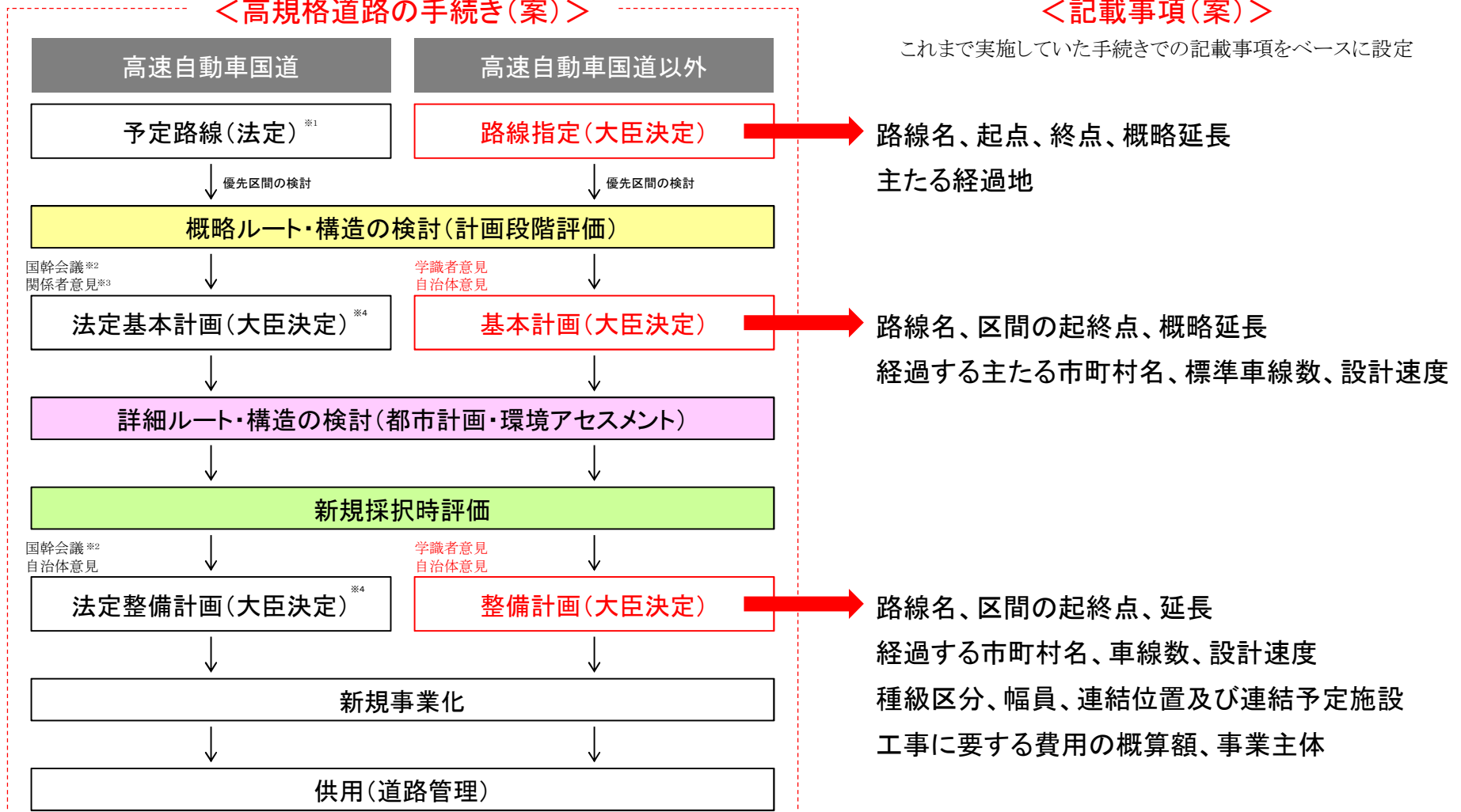
高規格道路の計画策定プロセスについて（案）

- 高速自動車国道以外の高規格道路における計画策定プロセスについては、法令で定められている高速自動車国道の計画策定プロセスを勘案し、調査段階で基本計画、事業化段階で整備計画を策定することとし、手続きを統一。
- 基本計画・整備計画の策定にあたっては、学識経験者及び関係自治体の意見聴取を実施。
- なお、地方自治体が主体となる場合は、調整を行った上で、基本計画・整備計画を大臣が策定。

<高規格道路の手続き(案)>

<記載事項(案)>

これまで実施していた手続きでの記載事項をベースに設定



※1: 国土開発幹線自動車道建設法第3条(別表)に基づき定められた路線のほか、高速自動車国道法第3条に基づき定められた路線がある。

※2: 国土開発幹線自動車道建設法第11条に基づき設置された国土開発幹線自動車道建設会議。衆議員議員、参議院議員、学識経験者により構成。

※3: 関係者意見: 国土開発幹線自動車道建設法第5条に基づき、利害関係を有する者は、都道府県知事を経由して、国の行政機関の長に意見を提出できる。

※4: 基本計画は国土開発幹線自動車道建設法第5条、整備計画は高速自動車国道法第5条に基づき、国土交通大臣が策定。

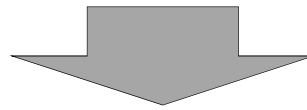
(注1) 本資料で示した流れについては、事業ごとに一部異なる場合がある。

(注2) 高速自動車国道は法令に基づき実施する手続きであり、それ以外については通達に基づき実施する手続き。

計画の例

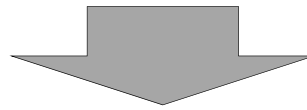
■ 路線指定

路線名	起点	終点	概略延長 (km)	主たる経過地
中九州横断道路	大分市	熊本市	120	熊本県、熊本市、大分県



■ 基本計画

路線名	区間		概略延長 (km)	経過する主たる市町村名	標準 車線数	設計 速度 (km/h)
	起点	終点				
中九州横断道路	竹田市	阿蘇市	29	竹田市 阿蘇市	2	80



■ 整備計画

路線名	区間		延長 (km)	経過する 市町村名	車線 数	設計 速度 (km/h)	種級 区分	幅員 (m)	連結位置及び連結予定施設		工事に要 する費用 の概算額 (億円)	事業主体
	起点	終点							連結位置	連結予定施設		
中九州横断道路	阿蘇市	阿蘇市	6	阿蘇市	2	80	1種 3級	12.0	阿蘇市 阿蘇市	一般国道57号 県道内牧坂梨線	347	国土交通省